

療養費の支給

やむを得ない理由で健康保険証を持たずに保険適用の医療を受けて全額(10割)支払ったときや医師の指示でコルセットなどの治療用装具を購入したとき、はり・きゅうなどの施術を受けたときなどに療養費が支給されます。

また、海外渡航中に医療機関で診察を受けたとき、指定の用紙に記入してもらい、診療明細書および領収書とそれらの翻訳文を添付して申請すれば、療養費が支給されます(ただし、診療目的の渡航の場合を除く)。



ジェネリック医薬品希望カード

ジェネリック医薬品を利用してみましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、特許の期限が切れた新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で製造された医薬品で、同等の効果・効能を有すると認められた医薬品のことです。新薬よりも安価であるため、利用することで医療費の負担が軽くなります。

ジェネリック医薬品を希望する人は、医療機関などを受診した際に、担当医師や薬剤師に相談するか、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してください。
 ※「ジェネリック医薬品希望カード」は、国保年金課(本庁舎1階⑨番窓口、2階③番窓口)、各支所に設置しています。

葬祭費の支給

国保加入者が亡くなったとき、喪主(葬儀執行者)に対して2万円が支給されます。ただし、他の健康保険から支給が見込まれる場合は国保からは支給されません。

一部負担金の減免など

災害など特別な事情が過去6カ月以内に生じたことにより収入が一定額以下になった場合、医療機関に支払う一部負担金の減免や徴収猶予を受けられることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

交通事故などに遭ったときは必ず届け出を

国保加入者が交通事故に遭ったり、他人の飼い犬にかまれたりなど、第三者の行為によって病院にかかった場合、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。国保により(保険)治療を受けることもできますが、国保は一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。国保で保険治療を受ける場合は、必ず届け出てください。



医療費の自己負担割合

病院などの窓口で健康保険証を提示すれば、医療費の一部を負担するだけで診療を受けることができます。

自己負担割合

<p>70歳から74歳までの人</p> <p>市民税課税所得が年額145万円以上ある人または同一世帯に市民税課税所得が年額145万円以上ある70歳以上の国保被保険者がいる人</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">3割</p>	<p>就学児～70歳未満</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">3割</p>
<p>市民税課税所得が年額145万円未満の世帯</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">2割</p>	<p>未就学児</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">2割</p>

8月以降の被保険者証兼高齢受給者証について

70歳以上の人には自己負担割合が記載された被保険者証兼高齢受給者証を7月末ごろ送付します(年度途中で70歳になる人には別途送付)。

自己負担の割合については、令和2年度(令和元年<平成31年>中)の市民税課税所得(課税標準額)に基づいて判定しています。

ただし、70歳以上の人のお世帯構成・市民税課税所得に変更が生じた場合は、有効期限内でも自己負担の割合が変更になることがあります。

大分県国民健康保険	有効期限	令和3年7月31日
被保険者証兼	発行期日	令和2年8月1日
高齢受給者証	負担割合	2割
	記号	番号 01234567
氏名	大分 太郎	
生年月日	昭和0年0月0日 性別 男	
運用開始年月日	平成0年0月0日	
交付年月日	令和2年8月1日	
世帯主名	大分 太郎	
住所	大分市荷揚町2番31号	
被保険者番号	440016	交付者 大分市

被保険者証兼高齢受給者証

70歳以上の国保被保険者および後期高齢者医療制度で医療を受ける人(旧国保被保険者に限る)の各種収入※の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは申請すると2割負担となります。

※各種収入とは、令和2年度(令和元年<平成31年>中)の各種収入金額であり、必要経費や各種控除を差し引く前の金額です。

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお互いに支え合う仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源となっています。今回は、国保の給付事業や保健事業などについてお知らせします。

問 国保年金課 ☎5375735

国保 おおいた

国民健康保険のお知らせ